（別紙）「景観法に基づく通知」の要否確認用フロー

（令和元年12月末現在）

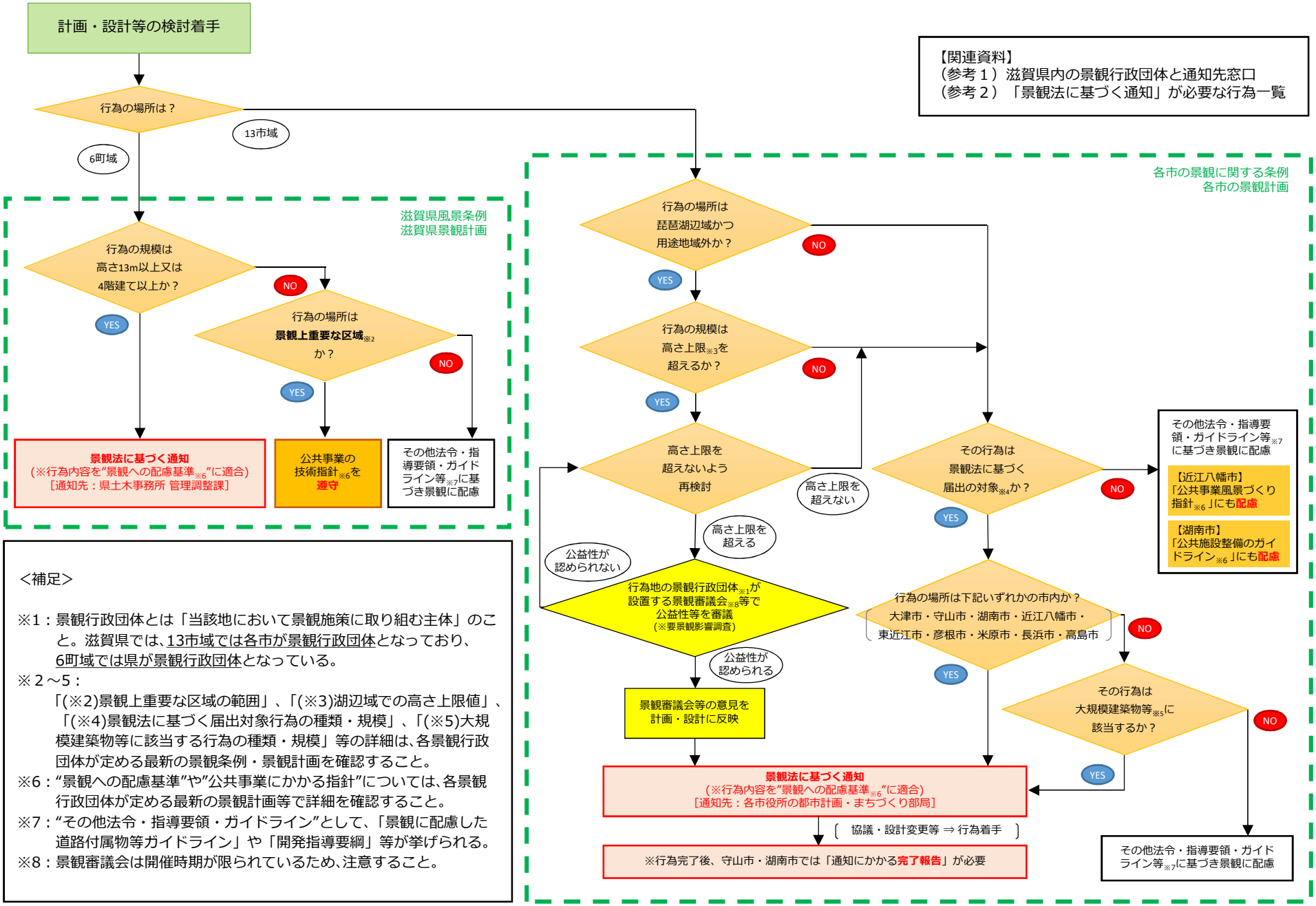

【関連資料】
（参考１）滋賀県内の景観行政団体と通知先窓口
（参考２）「景観法に基づく通知」が必要な行為一覧

＜補足＞

※1：景観行政団体とは「当該地において景観施策に取り組む主体」のこと。滋賀県では、13市域では各市が景観行政団体となっており、6町域では県が景観行政団体となっている。

※２～5：
「(※2)景観上重要な区域の範囲」、「(※3)湖辺域での高さ上限値」、「(※4)景観法に基づく届出対象行為の種類・規模」、「(※5)大規模建築物等に該当する行為の種類・規模」等の詳細は、各景観行政団体が定める最新の景観条例・景観計画を確認すること。

※6："景観への配慮基準"や"公共事業にかかる指針"については、各景観行政団体が定める最新の景観計画等で詳細を確認すること。

※7："その他法令・指導要領・ガイドライン"として、「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」や「開発指導要綱」等が挙げられる。

※8：景観審議会は開催時期が限られているため、注意すること。